

## 掘削条件(参考)

1. 工事着手前に天理警察署長に道路使用許可申請を行うとともに、磯城消防署と協議し指示を受けること。  
※上記条件の協議がされていない場合は、一時中断する場合があります
2. 工事着手に際しては、着工する日の1週間前までに田原本町長に着工届を提出し細部指示を受け、地元自治会及び各関係機関に連絡すること。なお、工事竣工後は、1月以内に町長に工事竣工届を提出すること。
3. 工事中は、交通に支障のないように留意し、工事箇所には、町長及び警察署長の指示する標識、防護柵等を完備し、かつ、夜間においては保安灯を設ける等して工事現場を明示するとともに、必要に応じてガードマン等を配置し危険防止に努めること。
4. 掘削場所又はその付近の埋設物調査は必ず行うとともに、あらかじめ当該占有者と協議を行い、試掘、防護、移設その他保安上必要な措置を講ずること。
5. 工事施行及びそれに伴う工事用車両の通行等について、工事着手前に必ず道路工作物及び付属物の現状を確認し、破損等が見られる場合は、事前に町に対し報告及び協議を行うこと。報告及び協議がなく、工事施工後に道路工作物又は付属物に破損等が見つかった場合、工事の影響で発生したものと判断し、原型に復旧しなければならないものとする。
6. 町道の掘削に当たっては、「切断機」で丁寧に切り取った後行うこと。
7. 路床の埋め戻しについては、修正 CBR20 以上の良質土とし、路床の敷きならしは一層の仕上りの厚さが 20cm 以下となるようにまき出し、均質に締め固めること。
8. 舗装路面の仮復旧は、原則として加熱アスファルト混合物を使用し、埋め戻し完了後、直ちに行うこと。
9. 復旧に当たっては、クラッシャーラン 30cm(上層路盤 10cm:修正 CBR80 以上・下層路盤 20cm:修正 CBR30 以上)アスファルト舗装 5cm の厚みで、フラットに復旧すること。ただし、現状の舗装構成がこれ以上の場合、現状の舗装構成と同等のもので復旧すること。また、本復旧については、仮復旧後 3 か月以内に町の指示に従い影響範囲を含めて行うこと。
10. 工事が原因(舗装仮復旧の仕上りの影響も含む。)で第三者に損害を与えた場合、申請者の責任において全面的に解決すること。
11. 申請者の施工した工事については、施工後 2 年間(推進工法による施工の場合は、5 年間)その工事が原因で道路が損傷した場合は、町長の指示に従い申請者の負担により直ちに補修しなければならない。但し、町長が故意又は過失があると認めた場合、若しくは原因者が確定される場合は、この期間を超えても前文の責を負うこと。
12. 年末年始(12月25日～1月10日)の間は工事を行わないこと。
13. その他工事施工については、道路法施行令第二章の基準により施工すること。
14. 申請者は、本復旧舗装施工に当たり自然転圧期間を概ね 1 か月以上確保するとともに、本復旧舗装が完了するまでの間、工事施工箇所を常にパトロールし、路面の沈下、排水処理その他の不良箇所が生じたときには、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通の確保を図ること。
15. 舗装の復旧幅は、原則全幅復旧を行うこと。ただし、センターラインがある道路や有効幅員が 7.0

m以上有する道路は、片側復旧を可能とする。

16. 舗装の復旧延長は、掘削部分に掘削影響範囲（掘削底面から両側 45 度ライン）を加えた延長とし、その範囲まで舗装復旧延長を確保すること。ただし、土質調査等で掘削影響範囲の根拠を示すことができる場合は、この限りではない。
17. 掘削部の間隔が 5m 未満となる場合、舗装本復旧は一体で行うこと。
18. 舗装復旧に伴い、路面排水不良対策を講じるとともに、万一路面排水不良が発生した場合は、必要な措置を実施すること。
19. 更新等に伴い不要となる既設管は、原則全撤去を行うこと。ただし、既設管が土被り厚 1.3m 以上の場合は、残置を認めるが、空間部の沈下対策は確実にすること。
20. 掘削に伴う道路占用が生じる場合は、占用条件を遵守すること。
21. 電柱等設置に伴い周辺の土質に影響がないオーガー工法による掘削の場合や、電柱等撤去に伴い周辺の土質に影響がない切断方法とする場合に限り、掘削条件 15. 及び 16. によらないものとし、舗装の復旧範囲は、原則 1m×1m とする。なお、電柱等の切断位置については、舗装面より下に 35 cm の位置で切断するものし、内部空洞部があり転圧が困難な場合は、モルタル等にて充填を行うこと。

## 占用条件（参考）

1. 占用申請以外の用途に使用しないこと。
2. 占用申請以外の構造物を築造しないこと。
3. 占用者を変更する場合には、占用者変更届等を提出すること。
4. 占用物件の用途を廃止する時は、占用廃止届を提出すること。
5. 水路占用に際しては、水路本来の機能を損なわないように措置すること。
6. 田原本町が行う工事に支障が生じた時は、物件管理者の負担により至急撤去及び移設すること。
7. 占用に伴う道路掘削が生じる場合は、掘削条件を遵守すること。
8. 工事中は、交通に支障のないように留意し、工事箇所には、町長及び警察署長の指示する標識、防護柵等を完備し、かつ、夜間においては保安灯を設けるなどして工事現場を明示し、又、必要に応じてガードマン等を配置し危険防止に努めること。